

# 介護保険制度をご存知ですか?

介護保険は、からだの機能が衰え、日常生活に支障が生じた人に、介護サービスを提供する新たな社会保険制度として、平成12年4月にスタートし、今年で10年が経過しました。

介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指す介護保険制度について、皆さんにご案内します。

◎保険者は、草加市です。

主に次のような事業を行っています。

- \*被保険者証の交付
- \*要介護認定
- \*保険給付の支払事務
- \*保険料の算定・徴収

◎被保険者は、40歳以上の人です。

- \*保険料を納めていただきます。
- \*サービスを利用する場合には申請をしていただきます。
- \*サービス利用の際は、利用者負担(1割)をお支払いいただきます。



65歳以上の人  
(第1号被保険者)

市に「介護が必要」と認定された人が介護サービスを利用できます。



40歳から64歳までの人  
(第2号被保険者)

特定疾病(※)が原因で、介護が必要であると認定された人が介護サービスを利用できます。

※がん末期、関節リウマチ、脳血管疾患など16種類の疾病が対象となります。



## チェックしてみましょう!!

あなたの健康状態は良好ですか?

はい

いいえ

病院の治療を受けていますか?

いいえ

はい

介護や支援を必要とする状態ですか?

いいえ

はい

要介護認定の相談をしましょう  
☎2~3ページ ★認定申請へ



健康で元気な生活を送るために、適度な運動や食生活を心がけ、生活習慣病予防や介護予防に取り組みましょう!

※65歳以上の方は生活機能評価で、自分の生活機能について検査を受けましょう

☎2~3ページ 🌸生活機能評価へ



介護保険の

要介護認定に関することは、  
認定係☎922-1414 (直通)

介護サービスに関することは、  
給付係☎922-1421 (直通)

保険料に関することは、  
保険料係☎922-1376 (直通)

相談や介護予防に関することは、  
相談支援係☎922-2862 (直通)へ  
お問い合わせください。

## 介護サービスを利用するためには

市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。適切に介護サービスを利用することで、介護状態の悪化を防止したり、改善できる可能性が高くなります。できる限り要介護状態にならないように「介護予防」の取り組みにも重点が置かれています。

### ★認定申請

長寿・介護福祉課の窓口へ。



### 認定審査

認定調査・主治医意見書をもとに審査会で判定されます。



## 地域包括支援センターを利用しましょう

生活機能評価の結果に応じてご本人に合ったプログラムを案内し、介護予防の取り組みをサポートします。

また、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等がチームとなって地域の高齢者への総合的な支援を行っています。



主任ケアマネジャー



社会福祉士



保健師等

## 認定結果

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1
- 非該当

## サービスを利用する手順

### 要介護の人

居宅介護支援事業者を選び、ケアマネジャーを決めます。

ケアマネジャーと相談して利用するサービスを決めます。(ケアプランの作成)

サービス提供事業者と契約します。



### 要支援の人

お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」に連絡します。

保健師等と相談して利用するサービスを決めます。(介護予防プランの作成)

サービス提供事業者と契約します。



65歳以上の人は…

## 生活機能評価を受けましょう

◆草加市特定健診・後期高齢者健診の際に行うチェックリストによって、生活機能としてからだやこころの働きのほか、日常生活における家事等、家庭や社会での役割などが低下していないかを調べた結果、**特定高齢者**と**一般高齢者**に分かれます。

※65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない人が対象です。

※社会保険加入の人は、長寿・介護福祉課に申込みが必要です。

### 特定高齢者

生活機能評価を受けた結果、生活機能の低下が認められ、介護予防事業の利用が望ましいとされた高齢者です。介護予防事業については地域包括支援センターが支援しています。

### 一般高齢者

65歳以上の人で特定高齢者に該当しない人です。元気なうちから介護予防の取り組みをし、積極的に生活をするのが大切です。一般高齢者向けの介護予防事業への参加をおすすめします。

## 要介護1～5の人が利用できるサービス

- 在宅サービス（居宅において支援するための各種サービス）
  - 訪問介護（ホームヘルプ）
  - 通所介護（デイサービス）
  - 短期入所生活介護（ショートステイ）等
- 施設サービス（施設に入所して受けるサービス）
  - 特別養護老人ホーム
  - 老人保健施設 等
- 地域密着型サービス（可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくためのサービス）
  - グループホーム 等



## 要支援1・2の人が利用できるサービス

- 在宅サービス
  - 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
  - 介護予防通所介護（デイサービス）
  - 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）等
- 地域密着型サービス
  - グループホーム 等
  - ※介護度により、一部利用できないサービスがあります。



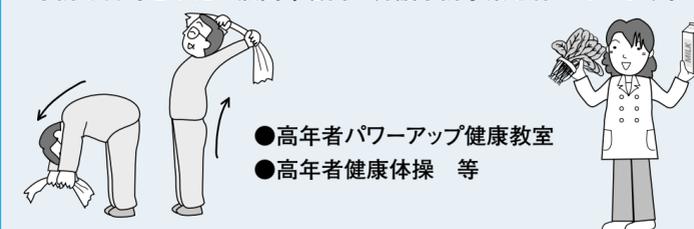
## 特定高齢者のための介護予防事業

専門の指導員のもとで運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした介護予防事業を行っています。特定高齢者になると、地域包括支援センターから事業参加のご案内をします。



## 65歳以上の人のための介護予防事業

65歳以上の人を対象に、運動による体力向上、栄養改善、認知症予防を目的とした一般高齢者向け介護予防事業を行っています。



- 高齢者パワーアップ健康教室
- 高齢者健康体操 等

※内容や日程等は広報に随時掲載しますので、ぜひ参加しましょう！

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地区
①谷塚・瀬崎地域包括支援センター (在宅福祉センターさきの里内)	〒340-0024 草加市谷塚上町704-3	929-3613	谷塚町 瀬崎町
②谷塚西部地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加キングス・ガーデン内)	〒340-0032 草加市遊馬町185	929-0014	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、 新里町、柳島町、遊馬町
③草加中央・稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所 西うさぎ内)	〒340-0017 草加市吉町2-2-21	959-9133	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、中央1～2、 手代町、吉町1～5、稲荷1～6
④草加西部地域包括支援センター (ケアステーションかしの木内)	〒340-0043 草加市草加4-5-1	946-7030	草加1～5、学園町、西町、氷川町
⑤松原・草加東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	〒340-0013 草加市松江1-1-32	932-6775	松原1～5 栄町1～3、松江1～6
⑥安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加園内)	〒340-0036 草加市苗塚町200-2	921-2121	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、 花栗1～4、苗塚町
⑦川柳・新田東部地域包括支援センター (介護老人保健施設翔寿苑内)	〒340-0002 草加市青柳8-52-37	932-7007	柿木町、青柳1～8、青柳町 八幡町、中根1～3、中根町、弁天1～6
⑧新田地域包括支援センター (特別養護老人ホームクォーターヴィレッジ内)	〒340-0001 草加市柿木町1084	930-0771	新栄町、長栄町、清門町、旭町、金明町、新善町

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

1年間に納めていただく平成22年度の介護保険料は、次の表のとおりです。

被保険者の負担を軽減するため、特別な対策として国からの交付金と市が保有する基金を充てて保険料額の上昇を抑え、平成20年度と同水準になっています。

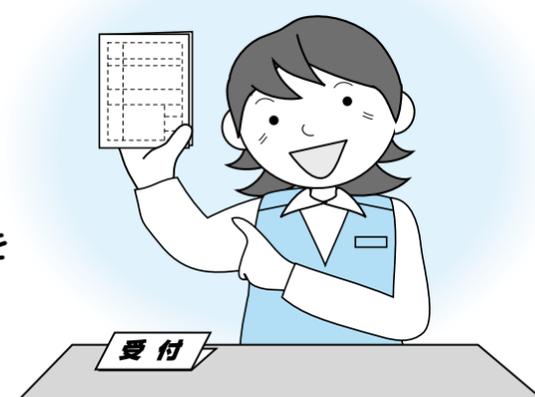
介護保険料段階区分		保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	21,240円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税の人で 前年の合計所得と課税年金収入の合算額が80万円以下の人	基準額×0.5	21,240円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	31,860円
第4段階 (特例)	本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入の 合算額が80万円以下の人(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額×0.87	36,958円
第4段階	本人が住民税非課税で第4段階(特例)以外の人 (世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額	42,480円
第5段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額125万円未満の人	基準額×1.13	48,003円
第6段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	53,100円
第7段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	63,720円

※「課税年金収入」とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金、障害年金などは除きます。

## 草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の人のご負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。申請ができる人と減免割合は次のとおりです。

ただし、これまでの介護保険料に滞納がない人に限ります。



減免割合	介護保険料の所得段階	課税年金収入額と合計所得の合算額	要件
1/2	第1・2段階	60万円以下	①住民税課税者と生計を共にしていない ②住民税課税者から扶養を受けていない ③自宅を除き活用できる資産がない ④預貯金の金額が300万円以下 ⑤生活保護受給者でない
1/3	第3段階	120万円以下	
免除	介護保険が適用されない施設(精神病院など)に入所している人など		①6か月以上入所し退所の見込みがない ②生活保護受給者でない

申請日によって減免できる額が違いますので、お早めに保険料係へご相談ください。